

宇陀衛生センター基幹的設備改良工事
落札者決定基準書

令和3年12月

宇陀衛生一部事務組合

目 次

1	落札者決定基準書の位置づけ	1
2	落札者の選定方法	1
3	宇陀衛生一部事務組合総合評価審査委員会	1
4	審査等の流れ	1
5	入札参加資格審査（第一次審査）	3
6	技術提案書類審査（第二次審査）	3
	（1）形式審査	3
	（2）ヒアリング	3
	（3）非価格要素審査	4
	（4）価格要素審査	4
	（5）落札者の選定方法	4
	（6）落札者の決定方法	4
7	総合評価	5
	（1）総合評価の方法	5
	（2）非価格要素審査における点数化方法	5
	（3）価格要素審査の点数化方法	7

1 落札者決定基準書の位置づけ

本落札者決定基準書は、宇陀衛生一部事務組合（以下「組合」という。）が宇陀衛生センター基幹的設備改良工事（以下「本工事」という。）の落札者を選定するにあたって、入札参加者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示すものである。

2 落札者の選定方法

本工事は、専門的な技術やノウハウを有することが必要不可欠である。そのため、落札者の選定については、専門的技術力、事業遂行能力及び入札価格等を総合的に評価する。

よって、落札者の選定方法は、本工事の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、総合評価落札方式条件付一般競争入札により実施する。

3 宇陀衛生一部事務組合総合評価審査委員会

入札参加者の審査を実施するにあたって、宇陀衛生一部事務組合総合評価審査委員会（以下「総合評価審査委員会」という。）において評価を行い、落札者を選定する。

なお、落札者選定までに、総合評価審査委員会の委員に対して接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

4 審査等の流れ

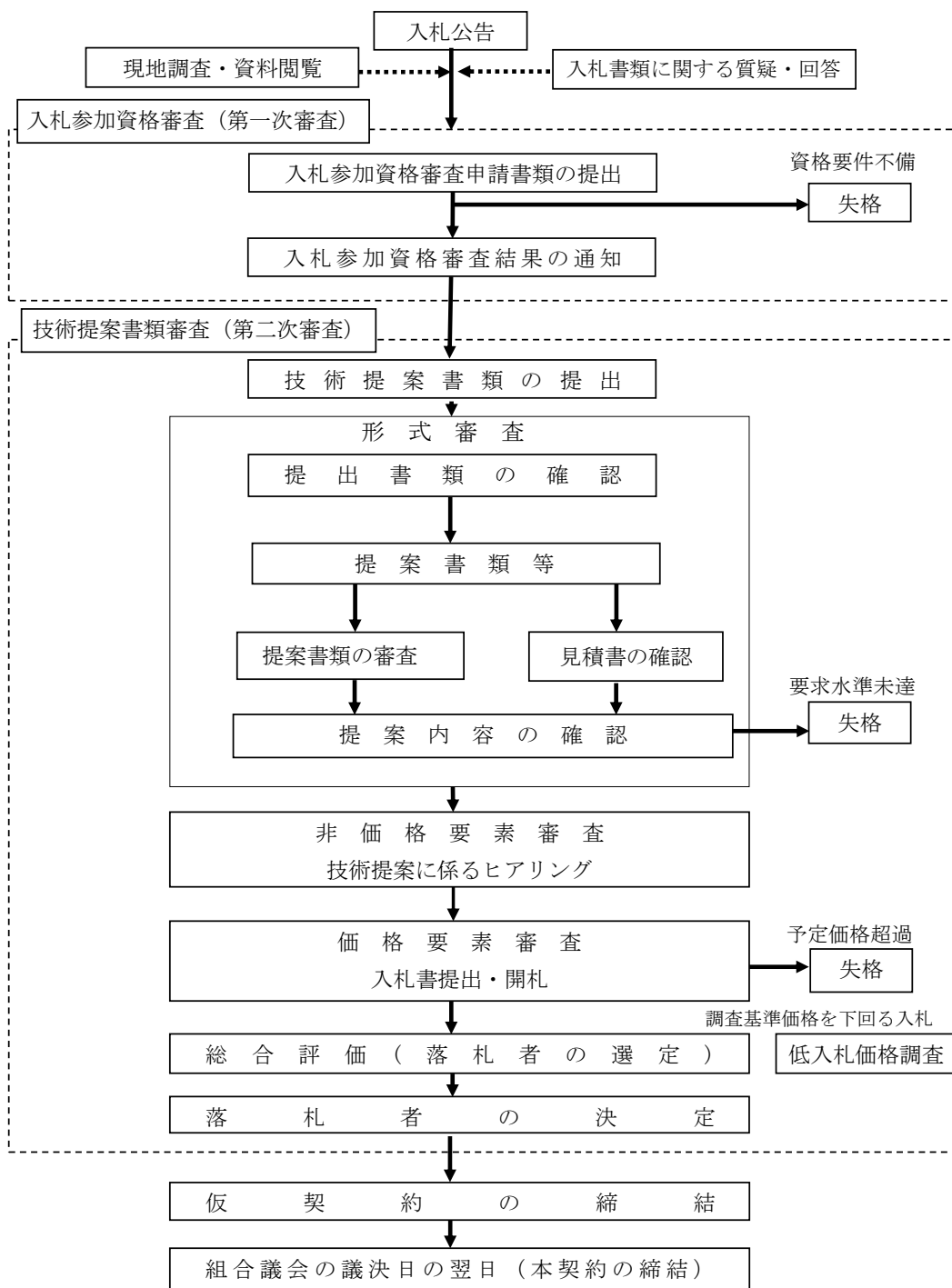
審査は、第一次審査の入札参加資格審査、第二次審査の技術提案書類審査で構成される。

入札参加資格審査では、入札参加希望者の入札参加資格要件の確認を行い、入札参加資格要件を満たすことが確認できた入札参加者だけが第二次審査の技術提案書類審査を受けることができる。

技術提案書類審査は、形式審査、非価格要素審査及び価格要素審査で構成され、非価格要素審査及び価格要素審査については、総合評価審査委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、組合が落札者を決定する。

(1) 契約締結までの流れ

入札説明書等の公告から事業契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりである。



5 入札参加資格審査（第一次審査）

入札参加希望者から提出された資格確認手続に関する提出書類により、入札参加希望者が入札参加資格要件を満たしていることを確認し、入札参加資格確認書を提案様式集 2. 入札参加資格審査（第一次審査）に関する様式 2-5 に記載されているメールアドレスに送付する。なお、入札参加資格を有すると認められる入札参加者には技術提案書に係る提案受付番号を併せて通知する。

また、入札参加資格要件を満たしていない者は失格とする。

6 技術提案書類審査（第二次審査）

（1）形式審査

入札参加資格審査（第一次審査）を満たした入札参加者から提出された第二次審査に関する技術提案書類（以下「提案書類」という。）の提出について、組合は、以下の内容により審査を行う。なお、提案書類の提出状況に不備がある場合は失格とする。

ア 提案書類の内容が発注仕様書に示す要求水準を満たしていること

イ 入札説明書及び提案様式集に示す提案書類の作成に関する条件に違反していないこと

ウ 各書類間における内容の整合性

また、提案書類の内容の不備が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び入札価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと認められる場合には、当該提案を行った入札参加者に対して入札参加の希望を確認し、入札参加者が入札価格の変更を行わずに当該箇所について発注仕様書を満たせることを条件に、当該入札参加者を失格としないことがある。

さらに、発注仕様書を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った入札参加者に直接確認することがある。

（2）ヒアリング

総合評価審査委員会は、（1）形式審査において要求水準を満たした入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、各提案内容の確認等を目的として、提案書類に関するヒアリングを実施する。ヒアリングにおける発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。

ヒアリングについては最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容を含むことから、非公開で実施する。ヒアリングの開催は令和 4 年 4 月 12 日（火）としているが、詳細は最終審査対象者に別途通知する。

なお、技術提案書類のヒアリングは配置予定技術者による説明とし、

ヒアリングの順番は、入札参加表明書の提出順とする。

(3) 非価格要素審査

最終審査対象者を対象に、総合評価審査委員会において非価格要素評価項目の提案内容を評価し点数化する。

(4) 価格要素審査

入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であることの確認を行い、総合評価審査委員会において提案価格を点数化する。

(5) 落札者の選定方法

ア 総合評価審査委員会において、非価格要素及び価格要素の審査結果に基づき、「7 総合評価」によって得られた総合評価点の高い者を落札者として選定する。

イ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を落札者として選定し、非価格要素審査点が同じである場合はくじによって決定する。

ウ 入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

また、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合し履行がされないおそれがあるかどうか低入札価格調査を行い、その結果によっては落札者とならない場合がある。

エ 最終審査対象者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を落札者として選定する。

(ア) その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行が、なされないおそれがあると認められるとき。

(イ) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり、著しく不適當であると認められるとき。

(6) 落札者の決定方法

組合は、入札参加者の審査を実施するにあたって、総合評価審査委員会の審査結果の答申に基づいて落札者を決定する。

7 総合評価

(1) 総合評価の方法

前項6(3)の非価格要素審査点と6(4)の価格要素審査点を加算して総合評価点を算出し、最も高い点数の最終審査対象者を落札者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

なお、非価格要素審査点の満点を70点、価格要素審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

(2) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とし、表1に示す非価格要素評価項目と配点に基づき、表2に示す技術提案に係る項目の採点及び算出方法による得点(総合評価審査委員会における各委員の平均値)の合算を非価格要素審査点とする。

なお、点数は、少数点以下第3位を四捨五入して、少数点以下第2位まで求める。

表 1 非価格要素評価項目と配点

分類	項目	評価(審査)基準	評価区分	配点		
技術提案書(注1)	技術提案に係る項目	耐久性と維持管理性の向上	定性	10	60	
		防食工事	定性	10		
		施工計画	定性	10		
		施設の省エネルギー化	定性	10		
		災害対策	定性	10		
		地域経済の活性化	定性	10		
	企業の施工実績等	施工実績 過去10年以内に同種工事の施工実績について、単体企業またはJVの代表者として請け負った工事(注2)(注3)	・2件以上	定量	5	10
			・1件		3	
			・上記に該当しない		0	
		監理技術者の実績 過去10年以内に同種工事の監理技術者としての施工経験(注2)(注3)	・2件以上	定量	5	
			・1件		3	
			・上記に該当しない		0	
非価格要素審査点合計				70		

(注1) 技術提案に係る項目の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、又は技術提案に係る項目・内容の1つでも欠落している場合は失格とする。

(注2) 過去10年以内とは、平成23年4月1日から本工事の公告日までとする。

(注3) 「同種工事」の実績とは、し尿処理施設の基幹的設備改良工事(交付金事業)をいう。

表2 技術提案に係る項目の採点及び算出方法

評価基準		採点の算出方法
極めて高いレベル	A	配点×1.00
高いレベル	B	配点×0.75
標準的なレベル	C	配点×0.50
低いレベル	D	配点×0.25
極めて低く、工事に支障を来すレベル	E	配点×0.00

(3) 価格要素審査の点数化方法

ア 算定式

工事価格のうち最も低い価格（以下、「最低価格」という。）を30点とする。それ以外の入札参加者の価格点数は、工事費の上限（以下、「予定価格※」）と各入札参加者の入札価格の差と、予定価格※と最低価格の差との比率で価格点数を算出する。

なお、価格点数は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで求める。予定価格と工事価格が同額の場合は0点とする。

【価格要素審査点の算出式】

$$\text{価格要素審査点} = (\text{予定価格}^* - \text{各参加者の工事価格}) \div (\text{予定価格}^* - \text{最低価格}) \times 30 \text{ 点}$$

※予定価格：消費税及び地方消費税相当額を控除した金額